回収骨材を使用したコンクリートの材料告示への位置付けについて(告示改正)



国土交通省

別紙1

改正の内容

- 建築基準法第37条において、建築物の基礎、主要構造部等に用いる木材、鋼材、コンクリート等で、国土交通大臣が定める建築材料(指定建築材料)については、①大臣が告示※で指定する日本工業規格(JIS)又は日本農林規格(JAS)に適合するもの、または、②大臣認定を受けたものにしなければならないこととされている。
- 指定建築材料の一つであるコンクリートが適合すべき品質に関する規格については、告示においてJIS A5308(レディーミクストコンクリート)-2014が規定されているが、回収骨材を使用するものについては除外しており、個別に大臣認定が必要。
- 今般、建築基準整備促進事業において、回収骨材を使用したコンクリートの品質に関する技術的な知見が得られたことから、<u>大</u> <u>臣認定を受けることなく、回収骨材を使用したコンクリートを使用できることとする</u>。

【骨材回収装置】

回収骨材とは

※建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は 日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成12年建設省告示第1446号)

→ 出荷後使用されなかった戻りコンクリートの骨材を洗浄して回収したもの。

回収骨材の製造方法



 \Box









【粗骨材】

回収骨材

戻りコンクリートを ミキサー車から回収

骨材の洗浄